

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 5 年 5 月 1 5 日付けで行った保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、住宅扶助が 0 円であることを不服として、本件処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 1 0 月 2 5 日	諮問
令和 7 年 1 月 9 日	審議（第 9 6 回第 1 部会）
令和 7 年 2 月 1 7 日	審議（第 9 7 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 7 条本文は、保護は、要保護者の申請により開始される（申請保

護の原則)と規定している。また、同条ただし書は、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとしている。

(2) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。

(3) 保護の開始時期について、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知)第10の3は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることと規定している。

(4) 法11条1項3号は、保護の種類として、住宅扶助を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるものと規定している。

2 本件処分について

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

保護の開始時期は、請求人が〇〇福祉事務所に来所して本件申請を行った日以降において要保護状態にあると判定された日となる(1・(3))ところ、処分庁は、請求人が、父からの援助を受けることが困難であり、預貯金・資産がほとんどなかったこと等から、本件申請時である令和5年4月28日において要保護状態にあると判定したものと認められる。

そして、本件申請時及び請求人宅の实地調査時において請求人から家賃は支払済みである旨を聴取したこと、本件申請時に提出された資産報告書により同年5月分の家賃の振込口座(本件口座)の残高は1円であったことから、本件申請より前に本件住居に係る同年5月分の家賃が支払済みであることが確認でき、このことから同年4月分の家賃も既に支払われているものと考えられる。そうすると、保護は、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」

(1・(2))であるから、同年5月分までの住宅扶助費を支給する必要性はないと解するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認めら

れない。

なお、本件処分における令和５年４月分及び５月分の生活扶助費の算定について違算はない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

しかし、本件処分において令和５年５月分までの住宅扶助費を支給する必要がないことは上記２のとおりであって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實